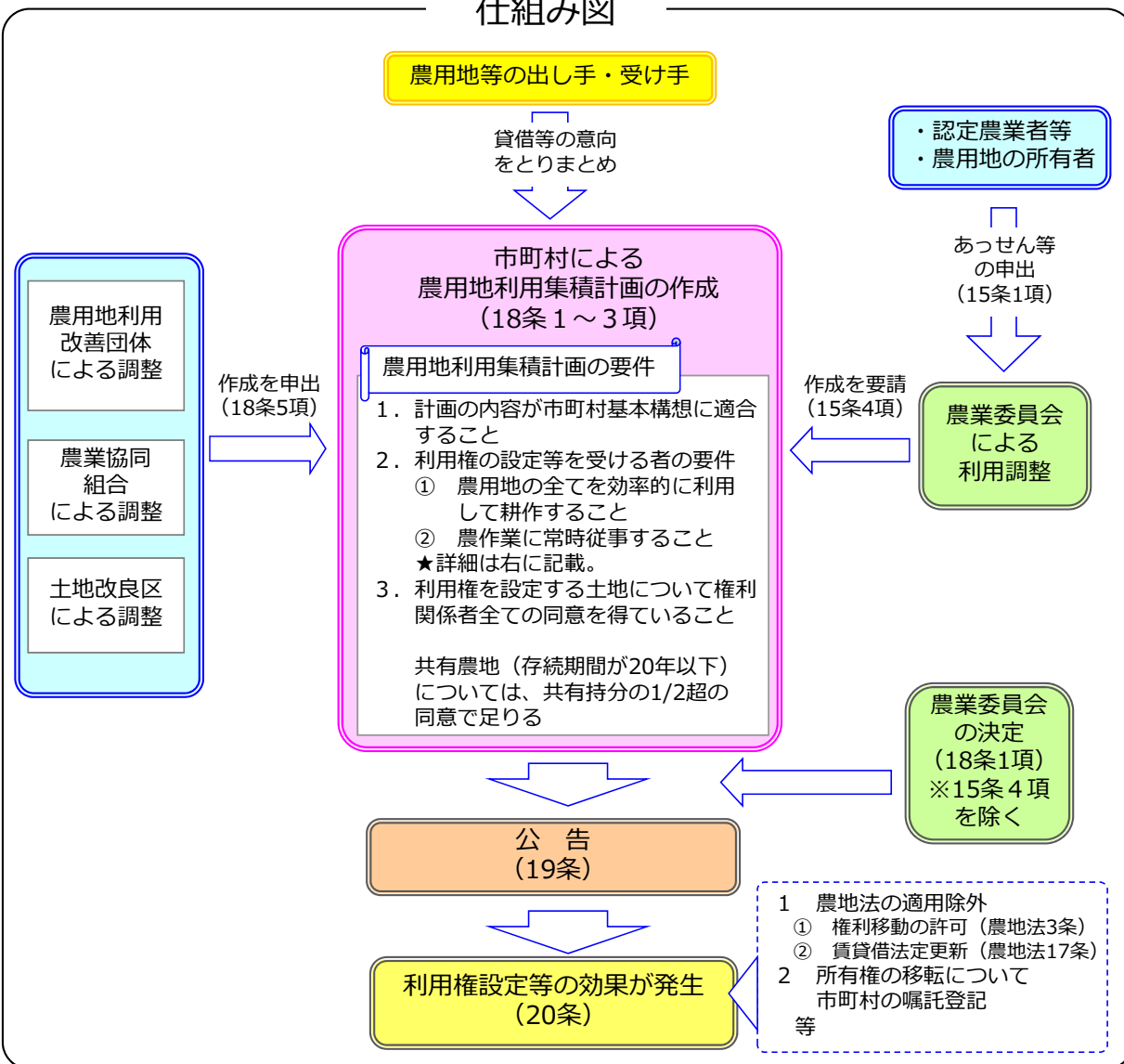


利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）の概要

- 利用権等促進事業は、市町村が農業委員会等の関係機関・団体と協力して、出し手の掘り起こし活動を行い、農用地の権利移動の円滑化と方向付けを図る事業であり、個々の権利移動をまとめた農用地利用集積計画を作成することで、地権者と意欲ある農業者との農用地の貸借等の効果を集団的に生じさせるものです。
- このため、農用地利用集積計画の作成に当たっては、人・農地プラン等の地域協議の場で合意された農地の集約化に関する将来方針の内容も踏まえ、農地中間管理機構（農地バンク）が行う農地中間管理事業を活用することが適当です。

仕組み図



★利用権の設定等を受ける者の要件について

次の全てに該当すること

ア 農用地の全てを効率的に耕作すること

イ 農作業に常時従事すること

ウ 農作業に常時従事しないと認められる者については

アのほか次の要件の全てを満たすこと

(ア) 地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること

(イ) その者が法人である場合は、業務執行役員等のうち一人以上の者が耕作の事業に常時従事すること

※ 農用地利用集積計画に、農用地を適正に利用していない場合には貸借を解除する旨の条件が定められている必要がある。

★農地中間管理機構の活用について

利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定等を受けることを希望する者に対しては、極力、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用することを促してください。